「三位一体の改革」の着実な前進と地方税財源の充実確保について

【内閣府・総務省・財務省】

提案・要望の内容 ――

1 「三位一体の改革」については、地方六団体が昨年8月にまとめた「国庫補助負担金改革等に関する改革案」及び今年7月にまとめた「国庫補助負担金改革等に関する改革案(2)」(以下「地方の改革案」という。)を尊重し、その実現を図ること。

特に、平成18年度までの第1期改革においては、次の点に留意し、着実に実施すること。

- ・ 6,000億円の税源移譲に係る地方の改革案に沿った改革を実現することにより、3兆円の税源移譲を確実に行うこと
- ・ 平成17年度中に検討を行い結論を得ることとされている義務教育費、生活 保護費、施設費等に関する国庫補助負担金の改革については、地方の意見を 十分に踏まえ、最終的には「国と地方の協議の場」において協議・決定する こと
- ・ 所得税から個人住民税への税源移譲により地方交付税の原資が減少するため、法定率の引き上げなどにより地方交付税総額を確保すること
- ・ 地方交付税の改革については、税源移譲に伴う地方公共団体間の財政力格 差の増大に対応するため、財源調整機能の強化を図るとともに、財政基盤の 脆弱な団体にあっても標準的な行政サービス水準の確保に支障が生ずること のないよう、財源保障機能を堅持すること
- ・ 「原発特措法」「過疎法」「離島振興法」等により、特定地域に講じられている補助制度に係る特例措置については、国庫補助金の廃止・一般財源化に際しても、制度の趣旨を踏まえ必要な措置を講ずること
- ・ 「国と地方の協議の場」を制度化すること
- 2 平成18年度の地方財政対策においては、地方団体の予算編成に支障が生じないよう、次の点に特に留意すること。
 - ・ 地方財政計画における地方の財政需要及び収入の見積りに当たっては、地方の実情を踏まえ的確にこれを行い、地方交付税が所要の財源保障機能を果たしうるよう必要な総額を確保すること
 - ・ 地方税、地方交付税等の地方一般財源の総額については、少なくとも前年 度と同程度以上の水準とするよう措置すること
- 3 合併市町村の行財政基盤強化のため、地方交付税、補助金、合併特例事業等に ついて的確かつ十分な地方財政措置を行うこと。

特に、旧特例法の経過措置期間中の合併についても、引き続き同様の支援措置を行うこと。

【現状と課題】

- 昨年11月に政府・与党合意で先送りされた課題のうち、6,000億円の税源移譲については、政府の要請を受けて、地方六団体において改革案をとりまとめ、7月に小泉総理に提出。
- 暫定措置とされた義務教育費国庫負担金の取り扱いについては、中央教育審議会において検討中だが、文部科学省の平成18年度予算概算要求では、今年度削減された4,250億円を復元して要求。
- 改革にあたっては、地方交付税による財源措置が不可欠であり、特に本県のような財政基盤の脆弱な団体にとって地方交付税の削減は死活問題。
- 本年度から「消防防災設備整備費補助金」の一部が廃止・一般財源化され、「原発特措法」「過疎自立法」「離島振興法」「山村振興法」の優遇措置(補助率の嵩上げ・原発特措法については起債の元利償還の交付税措置を含む)が適用されなくなった。

【 本県の取組状況・方針 】

- 国・地方を通じた財政構造改革に向け、「中期財政改革基本方針」を策定し、これまでの発想を超えた歳入歳出全般にわたる抜本的な改革に取り組む。
 - ・総人件費の抑制など内なる改革の徹底による行政の効率化・スリム化
 - ・徹底した施策の選択と集中による事務事業の見直し・削減
 - ・課税自主権の活用などによる財源の確保

【 提案要望の効果 】

- 真の地方分権改革が進展することにより、地域の実情に即した自主的・主体的な行財 政運営が可能となる。
- 地方交付税の財源調整機能・財源保障機能が強化・堅持されることにより、財政基盤 の脆弱な本県であっても必要な行政水準が維持できる。





